

マイナンバーカードと運転免許証の一体化

令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、本年3月24日（月）から運用が開始されることから、以後3通りの運転免許証の持ち方が出来ます。

- ① 運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証のみを持つ
- ② マイナ免許証と運転免許証の2枚を持つ
- ③ 従来のみ免許証のみを持つ



* 自動車等を運転する時は、どのタイプであっても免許証を携帯する必要があります。



マイナ免許証に記録される情報は

- マイナ免許証の番号
- 免許の種類
- 免許の条件に係る事項
- 免許の年月日及びマイナ免許証の有効期間の末日
- 顔写真

等があり、マイナ免許証のICチップに記録されます。（マイナンバーカードの券面に免許に関する事項は記載されません）

☆マイナ免許証のメリット

- ・ 現行の免許証よりも取得や更新にかかる手数料が安い
- ・ 住所変更がワンストップでできる（マイナ免許証のみの場合）
- ・ オンラインで更新時講習を受けられる（優良運転者・一般運転者） など



★マイナ免許証のデメリット

- ・ 再発行に時間がかかる
- ・ 有効期限を確認しづらい など



3月24日（月）からのマイナ免許証の運用にともない、前日の3月23日（日）は、全国一斉閉庁日となります。日曜日ですが免許更新などができませんので、ご注意ください。

免許証の更新の時にどのように持つのか考えて選んでくださいね。

